

○南相馬市屋内遊び場条例

令和2年9月17日

条例第34号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、屋内において遊具等を通じた運動と多様な遊びの場を提供し、もって子どもの体力向上と健全育成を図るとともに、屋内遊び場の利用者（以下「利用者」という。）相互のコミュニケーションの促進を図ることを目的として、南相馬市屋内遊び場（以下「屋内遊び場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 屋内遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小高区子どもの遊び場

位置 南相馬市小高区関場一丁目1番地の1

(施設)

第3条 屋内遊び場は、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

- (1) A棟 わいわいエリア、すくすくエリア、よちよちエリア及び交流スペース
- (2) B棟 遊戯室1、遊戯室2、多目的室及び交流スペース

(事業)

第4条 屋内遊び場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊具等を通した子どもの運動の場を提供すること。
- (2) 玩具、図書等を通じた子どもの知育、発育を促進する場を提供すること。
- (3) 子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 利用者相互のコミュニケーションの促進に関すること。
- (5) その他屋内遊び場施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(利用者の範囲)

第5条 屋内遊び場の利用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学生（義務教育学校の前期課程の児童を含む。）以下の者及びその保護者
- (2) 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (3) その他市長が適当と認める者

(休館日)

第6条 屋内遊び場の休館日は、毎週火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第7条 屋内遊び場の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができ

る。

(利用の許可)

第8条 利用者のうち多目的室の全部又は一部を占有して利用しようとする者（以下「占有利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、屋内遊び場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(物品販売等の許可)

第9条 利用者のうち、屋内遊び場（敷地内を含む。）において次に掲げる行為をしようとする者（以下「物品販売等希望者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他の屋内遊び場の目的外利用に関する行為

(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、占有利用者及び物品販売等希望者（以下「占有利用者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項に定める利用及び前条に定める行為（以下「物品販売等行為」という。）を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理に支障を来すおそれがあるとき。

(目的外利用等の禁止)

第11条 占有利用者等は、その許可を受けた目的以外の利用や物品販売等行為を行い、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、占有利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。
- (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。

(原状回復の義務)

第13条 占有利用者等は、屋内遊び場の利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 占有利用者等が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を占有利用者等から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、指定管理者に屋内遊び場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、指定管理者に屋内遊び場の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、屋内遊び場の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 屋内遊び場の管理及び運営に関する業務
- (2) 屋内遊び場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 屋内遊び場の利用許可等に関する業務
- (5) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (6) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、屋内遊び場の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 屋内遊び場の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 屋内遊び場の管理を安定して行うための物的・人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第20条及び第30条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第24条第1項の規

定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、屋内遊び場の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な屋内遊び場の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平、かつ、適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と屋内遊び場の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による屋内遊び場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第23条 市長は、屋内遊び場の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による屋内遊び場の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第25条 屋内遊び場の利用料金は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項に規定する占有利用者については、利用料金を徴するものとする。

- 3 利用料金は、基本利用料金及び特別利用料金とする。
- 4 前項に規定する利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 5 第2項に規定する利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第26条 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、收受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第28条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めることは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(行為の禁止)

第29条 屋内遊び場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を滅失し、損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけること。
- (7) 危険な遊戯をし、又は公衆の利用に支障ある行為をすること。
- (8) その他屋内遊び場の管理に支障を来すおそれがある行為をすること。

- 2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当する者又はそのおそれがある者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第30条 指定管理者及び屋内遊び場の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、屋内遊び場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第31条 第6条から第8条まで、第10条、第12条から第14条まで、第25条、第27条から第29条まで及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が屋内遊び場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第8条まで、第10条、第12条及び第14

条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「指定管理者又は市」とあるのは「市」と、第25条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第27条から第29条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 屋内遊び場の利用に係る募集、申請その他利用のために必要な準備行為及び指定管理者の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第25条関係）

1 基本利用料金

棟区分	施設区分	単位	利用料金（占有利用の場合に限る）
A棟	—	—	—
B棟	多目的室	1時間	200円

2 特別利用料金

種別	利用料金の額	
入場料徴収利用料算料	入場料の額が1,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の20に相当する額
	入場料の額が1,000円を超える2,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の30に相当する額
	入場料の額が2,000円を超える3,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の50に相当する額

入場料の額が3,000円を超える場合	基本利用料金の額の100分の80に相当する額
入場料の額が5,000円を超える場合	基本利用料金の額の100分の100に相当する額
営利目的利用加算料	基本利用料金の額の100分の200に相当する額
会場準備利用料金	基本利用料金の100分の50に相当する額

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 3 「入場料徴収利用加算料」とは、入場料を徴収して利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 4 「営利目的利用加算料」とは、営利を目的として、物品の販売、宣伝等に利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 5 「会場準備利用料金」とは、準備のために利用する場合の利用料金をいう。